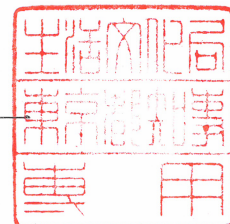




27生都管宗第49号
平成27年4月24日

東京都文京区小日向一丁目4番18号
宗教法人「日輪寺」
代表役員 土 藏 利 生 殿

東京都知事 舛 添 要



東日本大震災により滅失又は損壊をした公益的な施設等の復旧の
ための寄附金の募集が指定寄附金として適当である旨の確認書

貴法人から平成27年4月3日付で申請のあった下記の寄附金については、
寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損
金の額に算入する寄附金を指定する件（平成23年3月15日財務省告示第84
号）本文第4号各号に掲げる要件を満たす寄附金であることを確認します。

なお、本件寄附金の募集が募集要綱に則っていなかったことその他不正等の
事実があったことにより指定寄附金とはならないこととなった場合には、本件
確認書を返還していただくこととなる旨申し添えます。

記

確認対象寄附金 東日本大震災により損壊をした墓地境界擁壁の
原状回復に要する費用に充てるために募集する
寄附金

指定寄附金の募集期間 平成27年4月25日から平成30年4月24日まで